

～3歳未満の子を養育している方へ～

養育特例を受けるには申請が必要です

3歳未満の子を養育している方は、年金算定に関する標準報酬月額の特例を受けることができますので、申請方法等についてご案内します。

養育特例とは？

3歳未満の子を養育する方は、勤務時間の短縮等により養育する前と比べて標準報酬月額が低くなる場合があります。

この場合、納付する保険料は低くなりますが、将来年金額を算定する際に低くなった標準報酬額を用いることから、年金額も減少してしまいます。

しかし、申し出により、養育前の標準報酬月額で将来の年金額が算定され、年金額の減少を防止することができます。(これを養育特例といいます)

「いばらき共済」平成27年11月号 (No.296) の5ページも併せてご覧ください。

対象者

3歳未満の子を養育している組合員

- ・子が組合員の被扶養者になっていなくても申請できます。
- ・父母のどちらも申請できます。

※平成27年10月1日に法律が改正されたため、平成24年11月以降生まれの子を養育している方が対象となります。

なお、対象となる子が3歳を超えていても、養育特例は申請月の前月から最大2年間遡及して申請できます。(法改正前には遡及できません)

対象期間

子を養育することとなった月から3歳の誕生日の前月までが対象です。ただし、掛金免除期間(産前産後休業や育児休業等)は除きます。

養育することとなった月とは・・・

- ①子が出生した月
- ②子を養子にした月
- ③別居していた子と同居した月



3歳の誕生日の前日までに次の事項に該当した場合、養育特例は終了となります。

- ①組合員が退職等により資格喪失したとき
- ②他の3歳未満の子(第2子等)を養育したとき(第2子に掛る産前産後休業を開始した場合を含みます)
- ③子が死亡したときまたは養育しなくなったとき